

令和8年10月から

国民年金保険料の育児免除制度が始まりました



国民年金に加入している自営業者、農業者、アルバイト、無職などの人(第1号被保険者)で、1歳未満のお子さまを育てている人は、申請すると対象となる期間の国民年金保険料が免除されます。育児期間免除を受けた期間も、保険料を納めた期間として扱われ、将来の年金額に反映されます。ぜひご利用ください。

対象者

次の条件を全て満たす人

- 第1号被保険者であること
- 1歳未満のお子さまを育てていること
- 戸籍で親子関係が証明できること
- 子と同一住所であること

申請方法

- 市民課国保年金室窓口
- マイナポータル



▲マイナポータル



▲日本年金機構特設サイト

保険料を納めている場合

- すでに保険料を納めている場合や免除・納付猶予を受けている場合も申請できます
- 納付済みの保険料は、還付または今後の保険料に充てられます

免除期間

- お子さまが生まれた月から1歳の誕生日の前月まで
 - 令和8年10月1日の制度開始時点で1歳未満のお子さまを育てている場合は、令和8年10月分の保険料から免除
- ※ 母親は、産前産後休業期間中の保険料免除を受けている場合、そのまま育児免除制度を利用することができます。

対象者ごとの例

… 産前産後免除期間 … 育児免除期間

